

以下のうち、該当する番号に「○」を付してください。

1. 水銀を含有する特別管理産業廃棄物は、取り扱いません。

2. 水銀を含有する特別管理産業廃棄物について、以下の表で「○」を付した種類について取り扱います。・・・注) この種類が許可証に表記されます。

◆ 取り扱う特別管理産業廃棄物について、該当欄に○を記入してください。

積替え保管 : あり  なし

特別管理産業廃棄物の種類	水銀回収義務の対象を含む全て	水銀回収義務の対象を除く。
鉍さい		
ばいじん		
汚泥		
廃酸	○	
廃アルカリ	○	

【水銀回収義務の対象】

○鉍さい、ばいじん又は汚泥については、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/kg以上含有するもの

○廃酸又は廃アルカリについては、水銀<sup>(※)</sup>を1,000mg/L以上含有するもの

(※) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。